

障がい児・障がい者が加入できる保険

テーマ制度・生活

障がいのある子の親御さんの中には、子どもの「医療費」については自治体の助成金制度が充実しているため、保険に対して関心が薄い方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

しかし、実際に子どもが入院した場合、入院費用のうち「食事代・差額ベッド代」等は自己負担となります。障がいのある子は、概して健常の子より病弱なことが多く、入院する機会も少なくありませんが、その際、常時付き添いの必要性があったり、病院側から勧められて個室を利用したりするケースも多くみられます。親の経済的負担は少なくありません。

その他にも、不注意や発作で他人の物を壊したり、他人に怪我をさせたりした場合は、損害賠償責任が生じますから、壊した物の代金や治療費、慰謝料などを支払わなければなりません。反対に虐待等の被害にあった場合には、権利保護をするために弁護士費用などが必要になることもあります。

しかし、障がいのある人が加入できる保険は限られています。その中で、現状に即した補償内容の保険もいくつかありますのでご紹介します。

1. ぜんち共済「ぜんちの安心保険」

入院諸費用などの他、**個人賠償責任補償・権利擁護のための弁護士費用**を補償

<https://www.z-kyosai.com/>（ぜんち共済ホームページ）

2. (株)ジェイアイシー

「知的障がい・自閉症者専用生活サポート総合補償制度」

入院諸費用などの他、**差額ベッド代、付添介護、個人賠償責任補償**など

「心身障がい児・者のための総合補償制度」心身障がい児者の**ケガと賠償リスク**を補償

<http://www.jicgroup.co.jp/family/index.html>（ジェイアイシーホームページ）

詳細については、それぞれのホームページなどでご確認ください。

筆者自身が障がいのある子の親であり、子どもの入院時に付き添ったときの実体験として、看護に伴う差額ベッド代の負担の大きさにとても悩まされました。また将来子どもが大きくなり、万が一加害者や被害者の立場になったときに、その賠償責任や権利補償なども大きな心配事です。

筆者自身の経験から「障がいがあるからこそリスク回避の為の保険は必要」と考えます。

万が一のときのために、ご検討してみたいはいかがでしょうか。